

# 愛知県中小企業応援 障害者雇用奨励金

“必見”

障害者雇用の経験のない中小・小規模企業の事業主が、障害者を初めて雇用した場合（過去3年間に対象労働者の雇用実績がない場合も含む。）に奨励金を支給します。

初めて障害者を雇用された事業主様はぜひお問い合わせください。

※就労支援 A 型の事業を実施している事業主様は対象外です。

※令和4年3月31日までは、雇入れ日現在において満65歳未満である者に限ります。

## ▼支給額（1事業主当たり）

対象労働者の区分	支給額
短時間労働者以外の労働者（身体障害者・知的障害者・精神障害者） 短時間労働者（精神障害者）	60万円
短時間労働者（身体障害者・知的障害者）	30万円

※短時間労働者以外の労働者とは1週間の所定労働時間が30時間以上の者、短時間労働者とは1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者をいう。

申請期限を過ぎた場合は支給対象  
なりませんのでご注意ください

## ▼申請期限

対象となる障害者の雇入れ日から6か月経過した日の翌日から  
起算して2か月以内に必要な書類を添えて支給申請書を提出してください。



令和4年4月1日雇用の場合



この期間に別の障害者が働いている場合は、支給対象になりません。

## ▼申請方法など

愛知県就業促進課の Web サイトに掲載の「**申請の手引き**」をご覧ください。

【Web サイト】<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/ouen.html> 愛知県障害者奨励金 検索

## ▼問い合わせ先



愛知県労働局就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ

T E L 052-954-6367 (ダイヤル)

F A X 052-954-6927

〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2(愛知県庁本庁舎 2階)

まずは、お気軽にお電話で  
お問い合わせください！